



平 監 発 第 3 2 号  
令和2年12月22日

小平市長 小 林 正 則 殿

小平市監査委員 岡 村 健 司  
小平市監査委員 小 林 洋 子

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

## 定期監査結果報告書

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

市民部市民課、市民サービス担当課長兼特別定額給付金担当課長、税務課、収納課及び関係課において令和2年4月1日から令和2年8月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

### 3 監査の着眼点

監査にあたっては、小平市監査基準に準拠し、監査の対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、以下の着眼点により実施した。

- (1) 予算の執行状況は適正か。
- (2) 予算流用、予備費充用の手続き及び時期は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産（公有財産、物品等、債権等）の管理は適正か。
- (5) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (6) 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。
- (7) 事務の執行は、法令等に従い、適正に行われているか。

### 4 監査の実施内容

上記着眼点を主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により監査を実施した。

### 5 監査の期間

令和2年9月15日から令和2年11月20日まで

### 6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。